



政策提言

「情報モラル」コミュニティの創生

最先端「知的財産国家」への展望

2005年12月



社団法人アジアフォーラム・ジャパン

ASIAN FORUM JAPAN

目 次

◆ 趣 旨	1
◆ 要 旨	2
◆ 政策提言	4
◆ 本 旨	5
➤ 知的財産国家にむけて	5
➤ 持続可能な成長とは - 少子高齢化・人口減少社会を迎えて	6
➤ 知的財産国家にむけての三位一体 - 制度・技術革新・情報モラル	7
➤ [情報モラル]コミュニティの創生 - 経済活性化とは地域活性化である ..	9
➤ おわりに - 世界に誇りうる知的財産国家・日本	11

趣旨

2001年、我が国はe-Japan戦略を打ち出し、2003年には、「知的財産立国」を目指すことを宣言した。爾来、我が国は、ITインフラの整備、知的財産立国のための法制度の整備を着々と進めてきた。少子高齢化・人口減少社会を迎えようとしている我が国が、将来にわたり持続可能な成長を続けていくための国家戦略として、「知的財産立国」を目指すことは、我が国の重要な転換点を標すことになるであろう。こうした認識を踏まえ、社団法人アジアフォーラム・ジャパンは、2003年にワーキング・グループ「知的財産戦略研究会」を組織し、その成果を、アメリカを代表するシンクタンクであるハドソン研究所のホワイトペーパーとして発表した。

しかしながら、今なお、知的財産立国=国家戦略として位置づけられているにもかかわらず、知的財産立国を揺るがす新たな事態が続発している。押し並べて、それらは情報モラルに関わるものである。

AFJは、2003年のホワイトペーパーにおいて、知的財産に関わる日米政策協調を支柱として、主として制度・技術革新について政策提言した。しかし、2003年以降激発する情報モラルに関わる事件・事故は、情報モラルの育成・強化の必要性を認識させることとなった。知的財産国家は、制度・技術革新・情報モラルの三位一体から構成される。我が国が、将来にわたり「持続可能な経済成長」を遂げ、世界においてその地位を確固たるものとするためには、知的財産戦略が軸となることは言うまでもない。しかし、制度、技術革新、情報モラルが三位一体として有機的に結び付けられていない限り、知的財産立国は砂上の楼閣とならざるをえない。

そのため、「知的財産戦略研究会」では、情報モラルについての研究を重ね、その成果を政策提言「『情報モラル』コミュニティの創生」として発表することとした。

要旨

2001年の「e-JAPAN」戦略に続いて小泉首相は、日本が「知的財産立国」を目指すことを2003年に宣言した。「e-JAPAN」戦略は、その成果として2004年度末にはインターネットの利用人口及び人口普及率を62.3%へと飛躍させ、また「知的財産立国」に関しては、2003年3月に知的財産政策の基本方針を定めた知的財産基本法が制定された。そして、2005年4月には知的財産高等裁判所が設立されるにいった。

こうして「知的財産立国」への進展が見られる一方で、憂慮すべき社会変化が進行している。少子高齢化の進展と人口減少化社会の到来である。これらの社会変化の問題の一つは、高度経済成長期とは異なり、良質な労働力の確保とその配分が困難になりつつある点である。かつてのような潤沢な労働力に支えられた経済成長路線が困難となる中、今後も我が国の「持続可能な成長」を支える軸として位置づけられるのが「知的財産戦略」、すなわちIT技術革新に支えられた知的財産の創造・活用・保護を通じて我が国の競争力を強化することである。

しかしその過程にはまだ取り組むべき課題も横たわっている。知的財産の多くがデジタル技術によって情報化されている今日、知的財産の多くが「ソフト」としてのプラスの側面とマイナスの側面とを併せ持つことを認識し、プラスの側面を引き出しマイナスの側面を回避するための環境整備を行うことである。求められる環境整備とは、具体的には「知的財産立国にむけての三位一体」すなわち「制度・技術革新・情報モラル」を一体としてその向上に取り組むことである。またそのために必要な体制の確立である。我が国は現在、この過程のもっとも重要な局面にある。

高度に情報化された社会において、モラルのあり方こそが「知的財産立国」を成り立たしめる重要な構成要件であることを認識せざるを得ない多くの事態に、我が国は直面している。こうした状況は、世界一の「知的財産立国」となるために我が国にいま最も必要とされていることが、情報モラルの向上であることを我々に示している。智慧、知識、ノウハウといった、目に見えない価値を評価する制度と文化とが「知的財産立国」の基礎として横たわっていることが必要なのである。この点を思惟すると、広くは「国のかたち」、すなわち「文化」あるいは人の心のあり方の問題、具体的には「人づくり」、モラルが重要であることは間違いない。我が国が真の「知的財産立国」として成功するか否かは、まさにモラルの向上にあるといっても過言ではないのである。

情報モラルの向上とは、言い換えれば「情報社会で適切な活動を行うための基礎となる思想と態度」の確立に他ならない。しかしながら、このような問題は、政府が介入して解決可能な問題ではなく、たとえ政府が強制したとしても実効的なものとなるとは考えられない。

他方、モラルは、最終的には個人の問題ではあるが、単に個人の自覚だけに任せることで解決が見つからない問題でもない。モラルに対する個人の自覚を促す力、あるいはそうした力を醸成させる場が必要なのである。少子高齢化・人口減少化が進行する現在、こうした情報モラル教育がおこなわれるべき場をどこにもとめればよいのであろうか。われわれはそれを、地域コミュニティに、また、次世代を担う教育の現場にこそ求めるべきだと考える。

かつてモラルは、コミュニティの中で、育まれ、守られてきた。そして今、再び、コミュニティに内在している力を見直し、コミュニティを活性化させる試みが必要とされている。それは、コミュニティの崩壊につれて社会モラルの低下も進んだとの思いが、広く国民の間に共有されているからである。しかし、今日のコミュニティには、ライフスタイルの変化などを含む生活環境の変化を反映して、従来のコミュニティとは異なったあり方が求められている。

その特徴を端的に述べるならば、ITインフラの整備による情報化の進展、IT技術を媒介としてコミュニティの活性化を図り、コミュニティの力を再生させることにある。人と人との直接的な接触が重視された従来のコミュニティから、地域に芽生えたグラスルーツの活動をITが有効かつ有機的に結びつける現代的コミュニティへの移行である。コミュニティの再生にともなう地域活性化は、地域経済の活性化を推進することになるとともに、社会的モラル、情報モラルの重要性と必要性とを実体験する最良の機会・場を提供してくれるであろう。

地域に根づかない文化が脆く壊れやすいように、知的財産もまた脆く壊れやすい。「知的財産国家・日本」という目標を達成するためには、世界に誇るべき文化国家・日本を作り上げるというより大きなパースペクティブを持つべきであり、それこそが「最先端『知的財産国家』への展望」となる。

以上の点を鑑み本研究会は、以下の提言を行う。

提 言

◆ 情報技術

- 知的財産立国における技術革新、とりわけソフトウェアの技術革新に対する継続的啓発とコミットメント
- 技術革新と情報技術活用がもたらす情報セキュリティへの影響を踏まえた情報モラル・ガイドラインの策定と継続的な研究支援

◆ 教育支援

- 知的財産立国において、すべての国民が情報モラルを正しく理解し、情報技術を利用できるよう教育カリキュラムを再構築する
- 社会に共通した情報モラル・ガイドラインの確立と産学連携の研究支援と情報の一元化

◆ 制 度

- 情報モラル担当責任者(Chief Information & Moral Officer)の育成と自治体・教育機関への設置
- 「安心・安全な町作り宣言」= 情報モラル都市宣言の支援

本旨

知的財産国家にむけて

- 現状 -

2001年、日本政府は「5年以内に世界最先端のIT国家に」という目標を掲げ「e-Japan戦略」を打ち出した。2003年の3月には、小泉首相が「日本経済再生のため、知的財産推進計画は従来の制度にとらわれない、世界一を目指したものとし、3年間に集中的な改革を進める」として、日本が「知的財産立国」を目指すことを宣言した。この宣言には、21世紀において、コンテンツ等の「知的財産」を利活用する社会を築くことこそが、日本が世界に冠たる経済大国としての地位を確保する道であるとの強い信念が込められていた。このような政府の決意のもと、わが国において、知的財産に関する法的・制度的措置が次々と立案され実施されてきた。

「e-Japan戦略」が、ブロードバンドなどハード面での整備に主眼があったとすれば、知的財産立国は、ソフト面での法的・制度的整備が中心的課題であった。

現在、この二つの目標は、達成されようとしている。「世界最先端のIT国家」として、ブロードバンド網が大都市圏を中心に整備され、また我が国の通信料金は、世界で最も安い価格となっている。その結果、インターネットの利用人口及び人口普及率は、2004年度末には、62.3%となった。20歳代・30歳代のインターネット利用率は、90%に上る。また、知的財産立国に向けて、2003年3月には知的財産政策の基本方針を定めた知的財産基本法が制定され、2005年4月には知的財産高等裁判所が設立された。

持続可能な成長とは

- 少子高齢化・人口減少化社会を迎えて -

このような IT を起爆剤とした「知的財産立国」を強力に、しかも迅速に推し進めなければならぬ背景が、我が国にはある。それは世界的にも例をみない急速な少子高齢化・人口減少社会の到来である。

周知のように我が国は、限られた資源を有効に活用することで、経済大国の地位を築いてきた。敗戦後、ゼロからスタートし、60 年代の高度経済成長をバネとして、その地位を確立してきた。その背景の一つには、日本の唯一の資源とも言ってよい潤沢で良質な労働力があり、それを効率的に配分してきたことがあった。

しかし、我が国の現状に鑑みると、もはやこのような労働力を確保できる状況ではない。我が国の合計特殊出生率は、2004 年度には、人口減少の分かれ目である 2.1 をはるかに下回り 1.29 に落ち込んでいる。そして、2006 年には、総人口が減少へと向かう。少子高齢化社会・人口減少社会への予想をはるかに上回る急激な進行は、周知のように多くの重大な問題を引き起こす。その一つが、経済成長に必要な労働力人口が必然的に減少することである。

かつてのような潤沢な労働力に支えられた経済成長はもはや不可能である。しかしながら、経済成長は、「これならやっていける」「子供たち、孫たちが恥ずかしくなく生きていくことができる」社会を将来的に築き上げるための必要条件であることは間違いない。

そのために、異なった「持続可能な成長」が求められている。その軸となるのが、知的財産戦略である。技術革新に支えられた知的財産の創造・活用・保護こそが持続可能な成長の生命線である。その認識があるからこそ、我が国は明確な戦略のもと、技術革新への強いコミットメントと強い知的財産制度を基礎として持続可能な経済発展を模索している。このような戦略的営為は、今後もなお継続されるべきである。間断なく技術革新を行い、それを支える強い知的財産制度を維持・確保し、戦略的なライセンスや標準化活動により、我が国の競争力を強化する以外に我が国がグローバル化した世界において将来的にその地位を確固たるものとする手段はない。

既に、アメリカでは 80 年代から 90 年代にかけて、知的財産の保護と活用が外交・通商分野における重要課題と位置づけられるようになった。知的財産の国家戦略化である。そして、その動きと対応して、IT 技術の急激な進展やこの分野を専門とする弁護士の数も急増した。こうして蓄積された知的資産と人的資産が、「国家戦略としての知的財産戦略」の土壌を形成し、かつて斜陽が囁かれたアメリカの現在の隆盛を導いた。

知的財産国家にむけての三位一体

- 制度・技術革新・情報モラル

アメリカに遅れて20年、ようやく「知的財産立国」が国家戦略として位置づけられた。しかしながら、現状は「知的財産=国家戦略」との認識が広く国民に膾炙しているとはいえない。しかも、我が国の戦略を、「砂上の楼閣」としかねない事態が進行しつつある。それは知的財産の多くが、デジタル技術によって情報化されることから生じてきた問題である。デジタル化された情報は、情報の劣化がないこと、携帯が可能であること、情報修正が容易であることを利点・特徴としている。しかし、このことは、何回でもコピーできること、簡単に持ち出せること、簡単に改竄できることをも可能とする。そのため、海賊版、機密情報の漏洩などの問題を引き起こす。

有形の財であれば、その価値を知らしめることは容易である。しかし、「知的財産」の多くは「ソフト(情報・技術)」であり、いわば無形のものである。そのため、その価値を人々に認識させ、社会的評価の対象として保護していくことは難しい。しかし、目に見えない価値を正當に評価し、それに対して対価を支払うという共通理解が社会において醸成されない限り、e-Japan 戦略などで謳われている「知識創発」へのインセンティブなどは生まれにくいことはいうまでもない。

我が国が、真に知的財産立国となるためには、智慧、知識、ノウハウといった目に見えない価値を評価する法を含めた制度と文化が基礎に横たわっていることが必要である。

まず重要な点の一つは、知的財産をどのように保護し、その所有者には正當な対価を保証するという知的財産に関する法を含めた制度の問題である。既に我が国では知的財産基本法をはじめとして、情報に関わる法整備が進んでいる。例えば個人情報保護法、不正アクセス防止法などである。

しかし、ここ数年來、こうした法整備にもかかわらず、「ウィニー事件」を代表とする情報に関わる犯罪や企業情報の流出・漏洩などが頻発している。周知のように「ウィニー事件」とはファイル共有ソフト「ウィニー」を開発した人物が著作権法違反幫助罪に問われた事件である。ファイル共有ソフトとは、不特定多数の個人間で直接情報のやり取りをインターネット上で行なうアプリケーションソフトである。このソフトの開発者が、合法的なソフトを違法行為に利用することを助けたという理由で逮捕された。また、この「ウィニー」に絡んで、今年8月に原子力発電所の内部情報が、個人のパソコンからインターネットに流出したことが判明した。これは、ウィニーがインストールされているパソコンにのみ感染するウィルスがあり、

それによりウイルスに感染した PC から保存されていた情報が流出したものである。この事件は、国家安全保障をも脅かす可能性がある。

知的財産を含む「情報」の問題は、単に法規制によってすべて解決する問題ではない。それは広くは「国のかたち」、すなわち「文化」の問題であり、人の心のあり方に関わる問題である。言い換えるならば、「人づくり」、モラルの問題である。「法」による解決は、結局は対症療法でしかなく、人の心までは規制できない。これに対して、モラルは人の心の奥深くまで網を投げかける。

この点を踏まえて政府は2004年5月「知的財産推進計画2004」を発表し、国民意識の向上を大きな柱とした。しかしながら、この点への認識と取り組みとが、進んでいない。それに対して、事態は急速に進んでいる。ウィニー事件がそのことを示している。この事件が深刻であるのは、法の問題にとどまる問題ではなく、個人のモラル意識のあり方にまで行きつくからである。2004年6月の長崎の小学校での殺人事件の背景には、インターネットでの子供同士のやり取りがあったと指摘されている。この事件もまた、モラルを教えることの重要性を浮き彫りにしたといえる。このような事例は枚挙に暇がないほどである。今年に入ってから、幾度となく情報の流出・漏洩が話題になっている。

我が国が真の知的財産立国として成功させる重要な条件のもう一つが、モラルの向上にあることは明確である。そして、それは知的財産を含む情報に対する国民の文化意識の向上、つまり、国民のモラルをどのように高めるかということである。モラルは文化を構成する重要な柱の一つである。言うまでもなく、文化という言葉から有形の伝統芸術などを思い起こすことが多い。しかし、無形の、目に見えないわれわれの考え方や、振る舞いもまた文化である。その重要な柱がモラルなのである。

小泉首相が主張するような世界一の知的財産国家となるために、我が国にいま必要とされているものは、情報モラルの向上である。つまりそれは、「情報社会で適切な活動を行うための基礎となる思想と態度」の確立である。

しかし、モラルの問題は、法律とは異なり、政府が介入して解決できる問題ではない。仮に政府がモラルを国民に強要したとしても、それは実効的なモラルとなりえない。モラルの問題は最終的に個人の問題である。しかし同時に、単に個人の自覚だけに任せることで解決がつく問題ではないことも確かである。個人の自覚を促す力が必要である。それは、各個人への情報モラル教育による意識向上であり、意識向上を可能とする場である。

少子高齢化・人口減少化が進行する現在、この情報モラル教育がおこなわれる場こそが、コミュニティであり、また、次世代を担う教育の場であるといえよう。

「情報モラル」コミュニティの創生

- 経済活性化とは地域活性化である

かつてモラルは、コミュニティの中で、生まれ、守られてきた。例えば、子供が悪いことをすれば、隣の子供であれ、注意し叱ることで、子供にモラルとは何であり、それを守ることの重要性を認識させてきた。そして、それが地域の、そして全体の秩序を守ることに繋がったのである。

このようなコミュニティが持つ力を見直す必要がある。コミュニティを活性化することが求められている。それは、どんよりとした空気が漂う地域ではない。京都市の御所南小学校では興味深い試みが行われている。家庭・地域と一体となった学校、コミュニティ・スクール作りが行われている。地域運営学校の試みである。学校を育てていくことで地域の充実を図り、ネットワークを作り、人々との連携を深めて行こうとする試みである。

このようなコミュニティの充実・活性化を取り戻そうとする動きが各地で高まっている。しかし、それは、かつての自然発生的なコミュニティの姿ではない。ライフスタイルなどを含む生活環境があまりにも変化したからである。その最も特徴的な変化が、IT インフラの整備による情報化の進展である。

そして、今、このIT技術を媒介として、コミュニティの活性化を図り、コミュニティの力を生かそうとする動きが起こりつつある。その例が、アナログとデジタルとを融合して、コミュニティの活性化を図ろうとする先端的な試みである。岡山市の試みがそうである。既にあるコミュニティとITを融合させようとするものである。携帯からもアクセスできる電子町内会、情報かわら版、そして教育ポータルサイト「みんなおいで」などの試みである。電子町内会では、お互いに顔を知っているもの同士が、名前を出して議論している。また、町内やその周辺の災害の危険性のある箇所などが紹介されている。そこではITが人と人との直接的な接点の補完機能を果たしている。

自治体等のコミュニティ活性化の試みの一方で、民間の間でも情報モラルに対する取り組みが起こり始めている。例えば、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が行っている企業や行政に対する地道な情報モラルの啓蒙活動、NPO法人ブロードバンドスクールが行っている教育現場でのIT活用推進とモラル教育の取り組みなどの公的団体をはじめとして多くの民間企業においても様々な取り組みが始まっている。

このようなITを利活用することでコミュニティに活力を与えていこうとする試みが各地で行われ始めている。ITを有効に利活用する先端的なコミュニティでは、グラスルーツのレベ

ルとインターネットというバーチャルなレベルとの往還によって、住民相互の交流、世代間交流、そして、それらを通じて、地域の人々の間で知識や経験の共有が推進されることになる。まさに、グラスルーツの活動である。それが、コミュニティに活力を与えることになる。そして、ITを媒介とした地域の人々の知識や経験の共有、それらを子供たちに教育するコミュニティ・スクールが、「情報」の取り扱いの重要性を人々に認識させることになる。それが、情報モラルを知り、学び、向上させることへと結びつく。

このようなコミュニティからする情報モラルの向上が、一コミュニティを超えて、ネット・コミュニティの、そして国民全体の情報モラル向上へと繋がる、地道ではあるが有効な方途であることは間違いない。

いうまでもなく、情報モラルの高い社会においては、匿名性を利用した誹謗中傷やネット犯罪などは起こることもなく、お互いの立場や意見を尊重する延長線上で知的財産の保護も実現される。このような社会を創造することが日本の将来のために急務であると確信する。

おわりに

世界に誇りうる知的財産国家・日本

地域に根づかない文化は脆く壊れやすい。まして知的財産は、脆く壊れやすい。知的財産を守ることは我々の文化を防衛することであり、それを育むことは我々の文化を育むことであるとの認識が今我々に求められている。世界に誇るべき文化国家・日本を作り上げるとの認識を持つべきである。

そのため、法の制定、官民一体となった情報通信技術の革新とともに、情報モラルの確立が求められているのである。この三者が有機的に結び付けられていない限り、知的財産は、守ることも、創造することも、生かすこともできないことは明らかである。